

定款 新旧対照表

現 行	改 定	備 考
<p style="text-align: center;">第 8 章 役員及び会計監査人</p> <p>(役員及び会計監査人の設置)</p> <p>第25条 この法人に、次の役員を置く。</p> <p>(1) 理事 23名以上30名以内</p> <p>(2) 監事 3名以内</p> <p>2. 理事のうち1名を会長とする。また、会長を除き4名以内を副会長、1名を専務理事、3名を常務理事とする。</p> <p>3. 第2項の会長を「法人法」上の代表理事とする。</p> <p>4. 第2項の副会長及び専務理事を「法人法」第91条第1項第2号の業務執行理事とする。</p> <p>5. 第4項のほか、理事のうち若干名を「法人法」第91条第1項第2号の業務執行理事とすることができる。</p> <p>6. この法人に会計監査人を置く。</p> <p>附則</p> <p>5. 次に掲げる団体は、第7条の規定にかかわらず、この法人の加盟団体とする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 各種の連盟</p> <p>① 一般社団法人日本フットボールリーグ</p> <p>② 一般社団法人日本女子サッカーリーグ</p> <p>③ 一般財団法人全日本大学サッカー連盟</p> <p>④ 一般財団法人全国社会人サッカー連盟</p> <p>⑤ 全国自治体職員サッカー連盟</p> <p>⑥ 全国自衛隊サッカー連盟</p> <p>⑦ 全国専門学校サッカー連盟</p> <p>⑧ 一般社団法人全国高等専門学校サッカー連盟</p>	<p style="text-align: center;">第 8 章 役員及び会計監査人</p> <p>(役員及び会計監査人の設置)</p> <p>第25条 この法人に、次の役員を置く。</p> <p>(1) 理事 23名以上30名以内</p> <p>(2) 監事 3名以内</p> <p>2. 理事のうち1名を会長とする。また、会長を除き4名以内を副会長、1名を専務理事、3名以内を常務理事とする。</p> <p>3. 第2項の会長を「法人法」上の代表理事とする。</p> <p>4. 第2項の副会長及び専務理事を「法人法」第91条第1項第2号の業務執行理事とする。</p> <p>5. 第4項のほか、理事のうち若干名を「法人法」第91条第1項第2号の業務執行理事とすることができる。</p> <p>6. この法人に会計監査人を置く。</p> <p>附則</p> <p>5. 次に掲げる団体は、第7条の規定にかかわらず、この法人の加盟団体とする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 各種の連盟</p> <p>① 一般社団法人日本フットボールリーグ</p> <p>② 一般社団法人日本女子サッカーリーグ</p> <p>③ 一般財団法人全日本大学サッカー連盟</p> <p>④ 一般財団法人全国社会人サッカー連盟</p> <p>⑤ 全国自治体職員サッカー連盟</p> <p>⑥ 全国自衛隊サッカー連盟</p> <p>⑦ 全国専門学校サッカー連盟</p> <p>⑧ 一般社団法人全国高等専門学校サッカー連盟</p>	<p>副会長数の設定と平仄を合わせた修正</p>

- ⑨ 公益財団法人全国高等学校体育連盟
- ⑩ 一般財団法人日本クラブユースサッカー連盟
- ⑪ 公益財団法人日本中学校体育連盟
- ⑫ 一般財団法人日本フットサル連盟
- ⑬ 一般財団法人全日本大学女子サッカー連盟

⑭ 一般社団法人日本女子プロサッカーリーグ

(5) (略)

[改正]

2012年6月24日 (2013年4月1日施行)
 2014年3月29日
 2015年3月29日
 2016年3月27日
 2017年3月26日
 2017年12月16日
 2019年3月24日
 2019年10月27日
 2020年12月26日

- ⑨ 公益財団法人全国高等学校体育連盟
- ⑩ 一般財団法人日本クラブユースサッカー連盟
- ⑪ 公益財団法人日本中学校体育連盟
- ⑫ 一般財団法人日本フットサル連盟
- ⑬ 一般財団法人全日本大学女子サッカー連盟
- ⑭ 一般財団法人日本ビーチサッカー連盟

⑮ 公益社団法人日本女子プロサッカーリーグ

(5) (略)

[改正]

2012年6月24日 (2013年4月1日施行)
 2014年3月29日
 2015年3月29日
 2016年3月27日
 2017年3月26日
 2017年12月16日
 2019年3月24日
 2019年10月27日
 2020年12月26日
2022年1月29日

当該団体の加盟団体承認時(2017年3月)に定款変更漏れがあったため今回追加。

法人格の変更に伴う修正